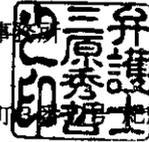


第三号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 2  
 【根拠条文】 法第27条の26第2項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所  
 弁護士 三原 秀哲  
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町三丁目七尾井町ビル  
 【報告義務発生日】 平成19年2月28日  
 【提出日】 平成19年3月7日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
 【提出形態】 その他  
 【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと



第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	松下電器産業株式会社
証券コード	6752
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox)
住所又は本店所在地	アメリカ合州国カリフォルニア州94104、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート555、40階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1959年2月4日
代表者氏名	トーマス・エム・ミステイル
代表者役職	チーフ・オペレーティング・オフィサー・アンド・ゼネラル・カウンセル
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 三原 秀哲
電話番号	03(3511)6125

(2)【保有目的】

投資（投資一任契約に基づく顧客の資産運用のため）
--------------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			44,591,000
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			139,911,030
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株・口）	M	N	O 184,502,030
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R		184,502,030
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成19年2月28日現在）	T	2,453,053,497
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)		7.52
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		6.51

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

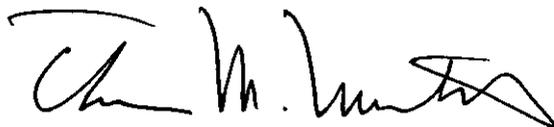
## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Dodge & Cox, a corporation organized and existing under the laws of the State of California, U.S.A., with its principal office at 555 California Street, 40th Floor, San Francisco, CA94104, U.S.A., (the "Corporation"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Hidetaka Mihara and Mr. Hiroyuki Ebisawa, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu with full power of substitution, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Corporation, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, the Corporation has caused this power of attorney to be duly signed by Thomas M. Mistele, this 11<sup>th</sup> day of January, 2007.

Dodge & Cox

By:



Name: Thomas M. Mistele

Title: Chief Operating Officer & General Counsel



[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国カリフォルニア州法に準拠して設立され、存続し、その主たる事務所をアメリカ合州国カリフォルニア州94104、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート555、40階に有する法人であるドッチ・アンド・コックス（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在 長島・大野・常松法律事務所の弁護士である三原秀哲氏及び同海老沢宏行氏を当法人の真正かつ適法な代理人（複代理人選任の権限を含む。）に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること並びに同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当法人は、2007年1月11日、トーマス・エム・ミスティルをして本委任状に適法に署名せしめた。

ドッチ・アンド・コックス

\_\_\_\_\_  
[署 名]

トーマス・エム・ミスティル

チーフ・オペレーティング・オフィサー・アンド・ゼネラル・カウンセル

上記正訳致しました。  
弁護士 三原 秀哲

